

9 居住系サービス等に係る留意事項 及び報酬改定について

写

障 第 02020003 号
平成 29 年 2 月 2 日

指定障害福祉サービス事業運営法人の長 様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局障害福祉課長
(公印省略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定共同生活援助に係る共同生活住居と日中活動系サービス事業所の同一敷地内設置に関する取扱いについて（通知）

平素は、本県の障害福祉行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、指定共同生活援助に係る共同生活住居（以下「グループホーム」という。）については、障害者の住まいであることを踏まえた適切な環境が確保されるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）」において、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない、と定められています。

基準は、グループホームが、家庭的な雰囲気の下で指定共同生活援助を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保する観点から、家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されることについて、都道府県知事が確認することを求めています。

一方、基準では、日中活動を行う指定障害福祉サービス事業所とグループホームを同一敷地内に設置することについては、規定されていません。

また、和歌山県では、「第4期和歌山県障害福祉計画」に基づき、障害のある人の地域での居住の場としてグループホームの整備を推進しています。

このたび、グループホームの整備をさらに促進するため、標記の取扱いについて、基本的な考え方等を別紙のとおり整理し、平成29年4月1日から運用することとしたので通知します。

注)日中活動系サービス事業所については、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の各指定障害福祉サービス事業所に限ります。別紙において「日中活動事業所」といいます。

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局障害福祉課
在宅福祉班 Tel073-441-2533

同一敷地内における共同生活住居と日中活動事業所の設置に関する取扱い

1. グループホームの設置及び運営の基本的な考え方について

グループホームは、障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、家庭的な雰囲気の下、数人で共同して自立した生活を営む住まいの場であり、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を行うものとして、次のような基本的な考え方に基づいて設置及び運営する。

- (1)事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、適切かつ効果的にサービスを提供すること。
- (2)事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
- (3)住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域に設置すること。
- (4)利用者は、自分の希望に応じて日中活動(昼のサービス)と居住(夜のサービス)の複数のサービスを組み合わせて利用し、地域で安心して暮らすことができるよう適切な支援を受けるものである。日中活動の場とグループホームが同一敷地内に設置されることにより、日中及び夜間を通してサービスを提供する入所施設のように敷地内で生活が完結することは、あってはならない。

2. 同一敷地(※)内に設置する場合の取扱いについて

(※)同一敷地…所有関係や分筆の有無に関わらず、一体的に利用可能な一団の土地を同一敷地とみなします。[登記簿、配置図等で確認します]

事業者がグループホームの制度の趣旨を理解し、利用者は自由意思に基づいてサービスを選択し、利用者の日常生活が及び社会生活が敷地内で完結するがないよう適切な支援を行うことが認められる場合に限り、同一敷地内におけるグループホームと日中活動事業所の設置を認める。

ただし、利用者が地域社会において他の人々と交流する機会の確保のため、グループホームの全ての利用者が同一敷地内の日中活動事業所を利用することや、日中活動事業所の全ての利用者が同一敷地内のグループホームを利用することがないよう厳に留意すること。

設置を検討する場合は、必ず事前に事業所所在の市町村（和歌山市を除く）を管轄する振興局に協議を行うものとし、次の全ての要件を満たすこと。

- (1)それぞれの事業所が、人員、設備の基準を満たし、共用部分を持たないこと。
①設備や備品は各事業所の利用者専用であること。例えば、グループホームの台所を使用して日中活動事業所の利用者に食事を供したり、日中活動事業所で用意した食事をグループホームの利用者に供することはできない。

②同一敷地内の2以上の建物を利用して設置する場合は、それぞれの事業所から道路に自由に行き来できること。同一建物である場合には、それぞれの事業所において外部と直接出入りが可能な専用の入り口（玄関）を有し、建物内で相互に往来できない等、建物構造上、独立性が確保されていること。

③各事業所が2階以上の階に設置される場合には、専用入り口から道路に直接出られる階段等は、利用者の障害特性に応じて工夫され、安全性が確保されており、利用者が常時使用すると認められるものであること。

[配置図、平面図、写真、申出書等により確認します]

(2)それぞれの事業所は、管理、運営においても独立していること。各事業所において従業者の勤務体制を確保し、勤務体制や兼務関係については事業所ごとに明確にすること。

[法人組織図、各事業所の勤務形態一覧表等で確認します]

(3)事業者は家族や地域住民との交流の機会を確保し、利用者の日常生活及び社会生活が、敷地内で完結するような生活とならないこと。

①グループホームの利用者は、グループホームから適度な距離のある地域に所在する企業に就業することや他の法人が運営する障害福祉サービス等を利用する事が望ましいため、入居予定者やその家族に、周辺の日中活動事業所の配置等について十分説明し、広く選択肢を提示して意向を確認すること。
意向の確認にあたっては、外部法人の相談支援事業所の関与を求めること。
前述の手続きについて事実を確認できるよう記録を作成し、保管すること。

[説明に用いる資料等を確認します]

②意向確認の結果、入居予定者とその家族が同一敷地内の日中活動事業所の利用を希望する場合は、予め支給決定市町村と協議して必要な指示を受け、当該利用者への支援方針を個別支援計画に位置づけること。（実地指導において確認します。）

③家族や地域住民、地域社会との交流が促進されるよう事業計画を定め、取組内容を記録すること。

[事業計画等を確認します]

3 障害福祉関係施設等の整備について

(1) 平成 30 年度社会福祉施設整備費の予算案等について

社会福祉施設等施設整備費補助金については、一億総活躍社会の実現に向けて障害児・者が安心して生活できるよう平成 30 年度当初予算案として 72 億円を計上するとともに、平成 29 年度補正予算として、80 億円を計上し、計画的に整備を推進することとしている。

平成 30 年度当初予算案の具体的な内容としては、

- ① 障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するための就労移行支援事業所等の中活動系事業所やグループホーム等の整備
- ② 障害児支援の充実を図るための児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備
- ③ 自力避難が困難な障害児・障害者が利用する施設等の安全・安心を確保するための防災体制等の強化等

等の推進を引き続き行うこととしている。(関連資料 1)

(2) 平成 30 年度社会福祉施設整備費の執行について

① 平成 30 年度国庫補助協議について

平成 30 年度の施設整備にあたっては、「平成 29 年度当初予算等で協議したが、未採択のまま積み残しとなっているもの」、「平成 30 年度に協議予定のもの」などが混在するため、平成 30 年度の補助採択にあたっては、各都道府県等が定める優先順位に沿いつつ、緊急度の高い整備から採択していくこととしている。

社会福祉施設整備費においては、以下の点にご留意いただきたい。

ア 社会福祉施設整備費で整備した施設が整備後にサービスの全部又は一部を休止していたり、利用が低調であることの指摘(会計検査院)を受けていることから、施設整備の緊急性や必要性の高い案件に厳選して協議されたい。

イ 平成 28 年 3 月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 21 号)において、社会福祉法人の保有する財産について、将来の建替費用等事業継続に必要な財産(控除対象財産)を控除した上で、社会福祉充実財産(社会福祉充実残額)を明確化することとしている。

社会福祉充実財産がある法人については、社会福祉充実計画を策定の上、計画的に既存事業の充実又は新規事業に活用することとしており、平成 29 年度における社会福祉充実計画の作成状況の調査では社会福祉充実財産が生じた法人の約 4 割(39%)が社会福祉充実計画内容において「既存施設の建替、施設整備」に活用すると回答している。

各都道府県等におかれては、法人の社会福祉充実財産の使途に関する経営判断を十分尊重しつつ、社会福祉充実財産等の活用可能性についても勘案した上で、社会福祉施設整備費の効果的・効率的な活用をお願いしたい。

また、社会福祉施設整備費は、平成 18 年度より公立施設分の整備について一般財源化が図られていることに鑑み、公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備については、地方負担による対応に努めていただくようお願いする。

今後の国庫補助協議については、以下のスケジュールで実施したいと考えているのでご協力願いたい。

(国庫補助協議のスケジュール)

- | | |
|----------------------------|------|
| ・厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 | 3月上旬 |
| ・地方厚生（支）局における都道府県、市ヒアリング | 4月中 |
| ・国庫補助協議書の地方厚生（支）局への提出 | 4月下旬 |

② 平成 30 年度社会福祉施設整備費国庫補助基準単価について

平成 30 年度における社会福祉施設整備費の国庫補助基準単価については、昨今の資材費及び労務費の動向を踏まえ、3.3% 増の改定を行う予定であるのでご承知おき願いたい。

③ 平成 30 年 4 月施行新サービスに係る施設整備について

平成 28 年 5 月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号)において、「自立生活援助」等新たなサービスが創設され、平成 30 年 4 月施行となっている。

社会福祉施設整備費においても、「自立生活援助」等新たに創設されるサービスの施設整備について、補助対象とすることとしているのでご承知おき願いたい。

④ グループホーム等におけるスプリンクラー整備について

既存施設のスプリンクラー整備については、「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」(平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005007 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「スプリンクラー通知」という。)により対応している。

各都道府県等におかれては、これまで平成 25 年の消防法施行令等改正によるグループホーム等における消防用設備等設置に対応いただいているところである。

平成 30 年 4 月以降においても、例えこれまでスプリンクラー等設置義務のなかったグループホームが入居者の状況変化により、障害支援区分

4以上の者が概ね8割を超えることに伴い設置義務が生じる場合があることから、引き続きスプリンクラー通知による取扱いを行うこととしているのでご承知おき願いたい。

⑤ 障害者支援施設等における防犯対策の強化に係る整備について

障害者支援施設等における防犯対策の強化に係る整備については、平成28年度第2次補正予算より「障害者支援施設等における防犯対策の強化に係る整備について」（平成28年11月28日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「防犯通知」という。）に基づく取扱いをしているところであるが、「平成29年度補正予算（案）における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（平成29年12月22日事務連絡）等にて周知しているとおり、防犯通知に基づく取扱いは平成29年度補正予算までを予定している。

平成30年度からの防犯対策については、平成28年度当初予算以前と同様「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成17年10月5日社援発1005006号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づく取扱いとし、引き続き補助対象としているのでご承知おき願いたい。

（3）福祉医療機構による融資条件の優遇について

独立行政法人福祉医療機構による障害福祉関係施設に対する融資条件の優遇措置が引き続き実施される予定であり、管内の社会福祉法人等に対し、周知をお願いしたい。なお、詳細の取扱いは、独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付部に照会いただきたい。

① 障害者自立支援基盤整備事業にかかる融資条件の優遇

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇を行う。

融資率 85%

② スプリンクラー整備にかかる融資条件の優遇

スプリンクラーを整備する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

融資率 90%

貸付利率 当初5年間基準金利△0.5%

③ 社会福祉施設等の高台移転にかかる融資条件の優遇措置

津波対策として、自力避難が困難な障害者が入所する社会福祉施設等の高台移転を促進するため、立地上津波による被害の恐れがあると都

道府県知事等が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

融資率 95%

貸付利率 無利子

耐震化整備及びアスベスト対策事業については、それぞれの項目に記載しているので確認されたい。

(4) 障害福祉関係施設等の財産処分について

近年、厚生労働省一般会計補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した障害関係福祉施設等について、厚生労働大臣（又は地方厚生（支）局長）の承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されるところである。

財産処分に当たっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）による申請手続き等が必要となるため、財産処分の計画がある場合には、その検討段階で連絡をお願いしたい。

（参考）

- ・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」
(平成 20 年 4 月 17 日社援発 0417001 号厚生労働省社会・援護局長通知)

(5) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト対策については、これまでにも吹付けアスベスト等の使用実態に関する調査の実施をお願いしてきたところであるが、平成 28 年 5 月に、総務省行政評価局から、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告が行われ、社会福祉施設等において、吹付けアスベスト等のみならず、アスベスト含有保溫材等の使用実態に関する調査についても実施すべき旨の指摘がなされたことから、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保溫材等使用実態調査の実施について（依頼）」（平成 28 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 2 号・社援発 0930 第 12 号・障発 0930 第 2 号・老発 0930 第 13 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）を発出し、改めてアスベスト含有保溫材等を含めた使用実態調査を実施することとしたところである。

また、同勧告の中で、一部の自治体において、これまでの使用実態調査

が適切に行われていない事例や、アスベスト使用建材に関する分析調査が未了の施設に対する指導が適切に行われていない事例が見られたことから、改めて使用実態調査の適切な実施と、施設に対する指導を要請するよう指摘がなされているところである。

各都道府県等におかれては、利用者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

② 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金等の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、平成 17 年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ（5 %*）、貸付利率の引き下げ（0.05～0.4%））について、30 年度も引き続き実施することとしている。

* 融資率が 80% 未満のものに限る。

(6) 社会福祉施設等の木材利用の促進及びC L T の活用について

国や地方自治体が整備する公共建築物については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）に基づき、木材の利用の促進を図ることとされているところである。

また、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創成を実現すること等を目的に、C L T (Cross Laminated Timber : 直交集成板) の公共建築物等への幅広く積極的な活用に向けて、C L T 活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催するなど、C L T 活用促進のための取組を政府として行っていくこととしている。

このため、社会福祉施設等の整備に当たっては、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより、施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びC L T の活用について」（平成 28 年 7 月 21 日雇児発 0721 第 17 号・社援発 0721 第 5 号・障発 0721 第 2 号・老発 0721 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）等に基づき、木材の利用やC L T の積極的な活用について御配慮いただくとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

社会福祉施設等施設整備費補助金

29年度予算額 → 30年度予算（案）
71億円 72億円

[29年度補正予算 80億円]

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／4、設置者1／4)

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



耐震化・防災対策の推進

- 國土強靭化基本計画を踏まえ、自力避難が困難な障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化及びブリシクラー整備を推進する。



関連資料 1

対象施設

- ※ 公立施設については、平成18年度に一般財源化したため補助対象外。
- ※ これ以外に保護施設、身体障害者社会参加支援施設等がある。



4 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 短期入所サービスの整備促進

障害児者の地域生活の支援のためには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が重要であり、今後さらなる整備が必要である。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要であるが、事業所数の伸びはほぼ横ばいとなっている。

医療型短期入所はニーズが高いサービスであり、各都道府県市においては、引き続き地域における実情等を適切に把握し、その実情等を踏まえ、医療ニーズの高い障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、積極的に整備を推進していただきたい。

また、平成30年度報酬改定においては、福祉型短期入所について医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、また、医療型短期入所については、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を引き上げることにしていることから、医療ニーズの高い障害児者への支援として、更なる活用をお願いするとともに、整備促進についても積極的な取組を進められたい。

なお、併せて、今回の改定から短期入所における緊急時の取扱いとして、介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった等の理由により受け入れる場合は、一時的かつ限定的な取扱いとして、利用者へのサービス提供に十分な配慮の上、支障がないことをもって、必ずしも居室でなくとも受け入れることを可能としていることも併せてご承知おき願いたい。

(2) 障害者支援施設等における防犯に係る安全の確保

平成28年7月、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、外部からの侵入者が多数の入所者等を殺傷するという大変痛ましい事件が発生した。

これを受け、社会福祉施設等の運営に当たって、地域と一体となつた開かれた施設等となることと、安全確保との両立を図るため、職員に対する防犯講習の実施等の「社会福祉施設等における防犯に係る日常の対応」や、不審者情報がある場合の関係機関への連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制等の「緊急時の対応」に関する点検項目を整理した「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」（平成28年9月15日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・社会・援護局福祉基盤課長・同局障害保健福祉部障害福祉課長・老健局高齢者支援課長連名通

知) を発出したところである。

また、昨年度、各自治体及び社会福祉施設等に対し、好事例の収集と課題の整理を行うことを目的として、社会福祉推進事業により、防犯に係る安全対策の取組状況等に係る実態調査を実施し、その結果については、報告書が取りまとめられ、株式会社インターリスク総研のホームページにおいて公表された際、「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策の実態調査の結果について（報告）」（平成 29 年 6 月 27 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）を発出し、各自治体におかれでは、社会福祉施設等の安全確保や地域に開かれた施設運営等の取組を進めるに当たり参考としていただき、併せて、管内市町村にも周知をお願いしたところである。

今年度は、昨年度の調査結果を踏まえ、今後、自治体や社会福祉施設等において、一層の取組が進むよう、好事例等をまとめたハンドブック（仮称）を作成していることから、取りまとめ次第、同社のホームページでお示しする予定であるのでご承知願いたい。

（3）障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施

「福祉サービス第三者評価事業」の実施にあたっては、平成 29 年 3 月の全国障害保健福祉関係主管課長会議において、これまででも、障害福祉サービス等の受審率の引上げを目指すため、管内の障害福祉サービス事業所等に対して本事業の積極的な受審を促していただくようお願いしてきたところである。

（参考）主な障害福祉サービスにおける第三者評価事業の受審状況（平成 28 年度）

○ 全国の受審数・受審率と累計

主な施設・サービス種別	平成 28 年度 受審数	全国 施設数	受審率	平成 28 年度迄の 累計受審数
障害者支援施設 (施設入所支援 + 日中活動事業)	163	2, 550	6. 39%	998
生活介護	148	6, 933	2. 13%	768
居宅介護	2	22, 943	0. 01%	18

※ 全国施設数は「平成 28 年社会福祉施設等調査報告」の調査対象施設・事業所数

一方、内閣府に設置された規制改革推進会議においては、平成 28 年 9 月から平成 29 年 5 月までの間、国民のより質の高い介護サービスの選択を支援するなどの観点から、福祉サービスの第三者評価事業の改善方策等につい

て議論が進められ、昨年6月、その議論の結果が規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）として取りまとめられ、次の事項について規制改革を進めていくこととされたところである。

<規制改革実施計画における福祉サービス第三者評価事業に関する事項（抜粋）>

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
4	第三者評価受審促進に向けた具体的数値目標の設定と支援等の実施	a 第三者評価事業受審の意義等を明らかにした上で、事業類型別・都道府県別の福祉サービス第三者評価受審率の数値目標の設定及び公表に向けて、都道府県等の意見を踏まえつつ、検討し、結論を得る。 b 各都道府県における第三者評価受審率等の公表を行う。	a:平成29年度検討・結論 b:平成29年度措置
5	第三者評価受審に係るインセンティブの強化	a 第三者評価機関が第三者評価を行う場合、介護事業者が他の監査・評価等で提出した資料と同様のものを使うよう都道府県等を通じて促すなど介護事業者への負担を軽減することを検討し、結論を得る。 b 第三者評価受審介護事業者に対して講じられる負担軽減策等の受審メリットを、都道府県等と連携の上、介護事業者に対して、分かりやすく示す。 c 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。	a, b:平成29年度検討・結論、平成30年度措置 c:平成30年度措置
6	第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	a 契約締結時における介護事業者からの重要事項説明として、第三者評価の受審状況等の説明を義務化する。 b 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。（再掲）	a:平成29年度措置、義務化は平成30年度から実施 b:平成30年度措置

7	第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進	第三者評価機関・評価調査者の質の向上を図る観点から、既存の研修体系の在り方を見直すとともに、不適格な第三者評価機関(評価調査者)の退出ルールの在り方について検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論
8	高齢者福祉サービス版の評価基準の充実	養護老人ホーム版、軽費老人ホーム版の内容評価基準を策定する。	措置済み
9	介護事業者向けの手引書等の作成	介護事業者向けに、第三者評価の受け方・活かし方等についてまとめた手引書（書籍）やパンフレットを作成する。	平成29年度措置

厚生労働省においては、規制改革実施計画の内容を踏まえ、社会福祉法人全国社会福祉協議会等の関係者とも協議の上、今年度中に、別添の対応案のとおり、「福祉サービス第三者評価に関する指針」（平成26年4月1日付け雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の一部改正を行うとともに、介護サービスを所管する老健局においては、受審目標の設定の方法等の留意事項について、新たに通知することを予定しているが、これらの対応を踏まえ、障害福祉サービスにおいても同様の対応を図ることを検討している。

各都道府県におかれでは、御了知いただくとともに、本事業がよりサービスの質の向上と利用者の選択に資するよう、事業の推進に努めていただくようお願いする。

なお、指針の改正通知等については、今年度内を目途に発出予定である。

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の一部改正について（案）

1. 改正の背景

- 福祉サービスの第三者評価事業については、着実に実施されてきているところであるが、少子高齢化や国民の福祉ニーズの高度化・多様化を踏まえ、福祉サービス利用者が増加の一途を辿る中で、本事業の更なる推進を図っていくことが必要である。
- 他方、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）においては、福祉サービス利用者の選択に資する情報提供の充実を図る観点から、
 - ・ 受審促進に向けた数値目標の設定等
 - ・ 受審に係るインセンティブの強化
 - ・ 第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化
 - ・ 第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進
 といった規制改革に取り組むべきことが指摘されている。
- これらを踏まえ、評価の質の向上を図りつつ、一層の受審促進が図られるよう、指針の一部改正を行うもの。

2. 改正のポイント

規制改革会議からの指摘事項	改正内容
受審促進に向けた数値目標の設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県推進組織は、受審目標を設定及び公表。 ○ 都道府県推進組織は、受審率等の実施状況を評価。
受審に係るインセンティブの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受審事業所から提出を求める書類については、既存資料の活用等により、その負担を軽減。
第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者評価事業の目的に、利用者の適切なサービス選択に資するものであることを明記。
第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者評価機関の認証は更新制であることの明確化。 ○ 更新時研修及びそのモデルカリキュラムを創設。 ○ 直近3か年度の評価件数が10件未満の場合は上記研修を必ず受講。

<参考>高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項（別途通知）

規制改革会議からの指摘事項	改正内容								
受審促進に向けた数値目標の設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全体の数値目標に加え、サービス区分ごとの数値目標を設定。ただし、当面は、サービス区分ごとの事業の実施状況や評価機関の確保等を勘案して、一部のサービス区分で数値目標を設定することも差し支えない。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1 養護老人ホーム</td> <td>5 通所サービス</td> </tr> <tr> <td>2 特別養護老人ホーム</td> <td>6 短期入所生活介護</td> </tr> <tr> <td>3 軽費老人ホーム</td> <td>7 小規模多機能型居宅介護</td> </tr> <tr> <td>4 訪問サービス</td> <td>8 複合型サービス</td> </tr> </table> ○ 数値目標は、評価機関数など様々な制約がある中で、中長期的な視点に立ち、先ずは、直近の3年間の受審計画を毎年度見込む。 ○ 数値目標の水準は、「前年度以上の受審率」を踏まえたものとし、かつ、福祉サービス第三者評価事業に関連した介護保険制度での見直しの影響を加味したものとする。 	1 養護老人ホーム	5 通所サービス	2 特別養護老人ホーム	6 短期入所生活介護	3 軽費老人ホーム	7 小規模多機能型居宅介護	4 訪問サービス	8 複合型サービス
1 養護老人ホーム	5 通所サービス								
2 特別養護老人ホーム	6 短期入所生活介護								
3 軽費老人ホーム	7 小規模多機能型居宅介護								
4 訪問サービス	8 複合型サービス								
受審に係るインセンティブの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己評価を通じた介護サービスの評価の体験学習の場を開催、法人指導監査時に監査周期の延長も教示した上で本制度を推奨、その他都道府県の実情に応じた取組を進める。 ○ 介護事業者が福祉サービス第三者評価を受審することにより、関係する制度で課される義務等の軽減が可能とされていることについて、着実な実施とその周知を行う。 ○ 介護サービス情報公表システムについて、平成30年度のシステム改修により、「第三者評価の受審状況」に関する項目をよりわかりやすく表示し、事業者の同意に基づき、評価結果の一部を掲載する予定。 								
第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険事業所の運営基準に関する通知を改正することにより、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、「福祉サービス第三者評価の実施の有無」等をサービスの選択に資すると認められる重要な事項として説明するものとする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 訪問介護（介護予防訪問介護）、通所介護（介護予防通所介護）、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）、地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（併呑型施設）、介護老人福祉施設 </div> 								

(4) 障害者支援施設等における定期的な歯科検診・歯科医療について

障害者支援施設等においては日頃から歯科検診に取り組んでいただいているところだが、「厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会歯科口腔保健の推進に関する専門委員会」（第6回）（平成30年2月8日）の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」中間評価報告書（案）（資料2）によれば、障害者支援施設等における歯科検診実施率は悪化傾向を示している状況にある。

また、内閣府障害者政策委員会にとりまとめられた第4次障害者基本計画の成果目標（案）においても障害者支援施設等における定期的な歯科検診の実施率については、目標値90%（平成34年度）に対して、現状値62.9%（平成28年度）という状況にある。

今後の障害者支援施設の重度化・高齢化の流れを踏まえれば、口腔機能を保ち、健康を維持することは非常に重要であることから、各都道府県における本報告書（案）の内容を管内の障害者支援施設等における歯科検診の取組を進めるにあたっての参考としていただき、引き続き、障害者支援施設等における歯科検診について、医療関係職種や介護関係職種等との連携を図りながら、取り組んでいただくようお願いする。

なお、「歯科口腔保健の推進に関する専門委員会」の中間報告書がとりまつた際には、その報告書を周知するので、あらかじめご承知おき願いたい。

(5) 今冬のインフルエンザ対策

季節性のインフルエンザ等は毎年冬期に流行を繰り返しており、社会福祉施設等においては、集団感染等に対する十分な注意が必要とされている。

「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成29年11月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）によりインフルエンザの予防等対策について周知徹底をお願いし、既にご対応いただいているところであるが、引き続き衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いする。

(6) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金について、会計検査院が実地調査を行った結果、3県6市町（前年度1都2区）において、障害者自立支援給付費負担金が過大に交付（約19百万円（前年度約4百万円））され、不当であるとの指摘を受けたところ。

指摘内容は、①対象外経費を計上、②対象経費を誤って集計、していたことによるものである。

これは、負担金の算定についての理解が不十分であったことや事業実績

報告書の審査・確認が十分でなかったことが、その要因となっており、特に対象経費の算定については、対象経費が適正に算定されるよう是正改善の処置要求を受けたところである。

各都道府県におかれては、限りある予算であることをご理解いただき、算定方法を明示した「訪問系サービスに係る国庫負担基準について」（平成27年6月5日障障発0605第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）等を活用し、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認に二重のチェックを行うなど、市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

なお、障害児入所給付費等国庫負担金においても同様に市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

(参考)

会計検査院HP：

(障害者自立支援給付費負担金)

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy28_05_10_21.pdf

(障害児入所給付費等負担金)

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy28_05_10_22.pdf

(7) 障害者支援施設等の防災対策等について

① 社会福祉施設等における防火安全対策等の徹底について

本年1月31日、北海道札幌市の高齢者等が入所する施設において火災が発生し、11名の入所者が死亡するという大変痛ましい事故が発生した。

避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等において火災が発生した場合には、甚大な被害につながるおそれがあり、それを未然に防止することが必要である。

都道府県、指定都市及び中核市におかれては、本年2月2日付け「避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等における防火安全体制等の周知徹底について」（子子発0202第1号、社援総発0202第1号、障企発0202第1号、老総発0202第2号厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長等連名通知）を踏まえ、社会福祉施設等における管理体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火、避難、通報体制の確保等防火安全対策について、関係法令及び通知等に基づき万全を期すよう、管内の社会福祉施設等の管理者を始め、関係各方面に対し、改めて周知徹底をお願いする。

② 障害者支援施設等の土砂災害対策の徹底について

障害者支援施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれの

ある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日 27 文施施企第 19 号・科発 0820 第 1 号・国水砂第 44 号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成 28 年の台風 10 号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成 29 年 6 月に水防法・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「水防法等」という。）が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、水防法等の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する障害者支援施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言を行っていただくようお願いする。

また、平成 29 年 5 月には総務省行政評価局より土砂災害対策の推進を図る観点から「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」がなされたところである。

同勧告においては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画について、砂防部局への情報提供を行うとともに、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなどの対応を求められている。

これを受け厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 29 年 11 月 24 日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）を通知しているところである。各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局の情報共有、管内市区町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

③ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルだけでの防災対策では十分な対応が困難であるため、市町村、消防署等関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、積極的な取組をお願いしたい。

また、障害者支援施設等は、災害時において地域の防災拠点としても重要な役割を有しており、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した

避難スペースの整備を進めるなどにより、震災時等において緊急避難的に要配慮者を積極的に受入れていただけるよう、その体制整備をお願いしたい。

④ 障害者支援施設等の耐震化について

国土強靭化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)や国土強靭化アクションプラン2017(平成29年6月6日国土強靭化推進本部決定)において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくこととされているところである。(平成30年度までに社会福祉施設の耐震化率95%)

国としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えており、耐震化率の低い状況にある都道府県・指定都市・中核市にあっては、引き続き、社会福祉施設等施設整備費補助金等の活用を図るなど、耐震化整備が進捗するよう社会福祉法人等に対して必要な助言ご指導をお願いする。

耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉事業施設の耐震化整備については、融資条件の優遇措置(融資率の引き上げ(90%)、貸付利率の引き下げ(当初5年間は、基準金利△0.5%))を引き続き実施することとしているので、その活用の周知も併せてお願いしたい。

(8) 社会福祉施設等の被災状況の把握等について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、これまで各都道府県において情報を収集し、厚生労働省あて適宜情報提供をお願いしてきたところである。

熊本地震を始め、台風による水害など、近年多くの自然災害が発生している状況を踏まえ、災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況が迅速かつ正確に情報収集できるよう、都道府県、指定都市、中核市あて「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」(平成29年2月20日付け雇児発0220第2号、社援発0220第1号、障発0220第1号、老発0220第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等等連名通知)を発出し、情報収集の対象となる施設種別を明確化するとともに、被災状況に係る報告様式について、記載内容の明確化・簡略化を図るなどの見直しを行っている。

同通知においては、災害発生時に速やかに社会福祉施設等の被害情報を収集することができるよう、あらかじめ各都道府県等において対象施設種別の施設リストを整理の上、厚生労働省に提出していただくこととしているが、未だに当該リストを未整備の自治体が見受けられるところである。

これに該当する自治体におかれでは、災害時における被害情報の収集を円滑にできるよう、早急に対応をお願いする。

(9) 東日本大震災からの復旧・復興等（自治体負担分に対する財政支援の延長）

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者に係る利用者負担の免除措置の取扱いについては、財政支援の期間を下記のとおり延長する予定であり、平成30年度予算案に計上しているので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようご配慮願いたい。

なお、詳細は近日中に交付要綱でお示しすることとしているので、管内自治体への周知をお願いしたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された帰還困難区域等（※1）、旧緊急時避難準備区域等（※2）及び平成29年度以前に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（※3）の住民（震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。）。ただし、旧緊急時避難準備区域等及び旧避難指示解除準備区域等の上位所得層は除く。

（※1）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

（※2）旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点（ホットスポット）

（※3）旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、障害児入所給付費等、障害児通所給付費等、補装具費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：平成31年2月末（サービス提供分）まで